

学位論文題名

憲法抗告による適法要件の構造

— ドイツ連邦共和国の制度とその展開 —

学位論文内容の要旨

ドイツ連邦共和国では、各人の憲法上の権利に対する特別の法的救済手続として、連邦憲法裁判所への憲法抗告(Verfassungsbeschwerde)が定められている。これは、憲法上の権利(基本権)を侵害する公権力の措置(法令・裁判判決を含む)の違憲性確認と無効宣言ないし取消を救済方法とする手続である。論文は、違憲審査制の比較研究という関心から、この憲法抗告の適法要件(訴訟要件)の問題、とりわけ訴えを提起しうる適格および狭義の訴えの利益といった要件をめぐる判例・学説上の論議を明らかにし、この制度の手続上の特質を探ろうとするものである。

憲法抗告では、原告(抗告人)は自らの基本権に対する侵害を主張しなければならず、また、原則として、一般の司法救済を経たのちに憲法抗告を提起すべきものとされている(連邦憲法裁判所法90条)。そこから、抗告人は、その争う公権力の措置によって「自ら・現に・直接、影響を蒙る事情」を具えていなければならない、という点が訴訟要件に属することについては、今日のドイツの判例・学説において合意事項となっている。

この「自ら」・「現に」・「直接」という3つの下位要件のなかで最も問題になるのは、「直接性」の要件である。この要件は、とりわけ、法令を直接争う憲法抗告で重要な役割を果たしてきた。法令の規定自体によって抗告人の権利義務に変動の生ずる場合には、抗告人がそれによって蒙る影響の「直接性」が肯定され、直接その規定自体を争う憲法抗告を直ちに連邦憲法裁判所に提起しうる。このことは、一般の司法救済のルートには、法律を直接に争いの対象とすることを認められているものがない、ということと表裏を成す。しかしながら、殊に最近の判例においては、「直接性」が認められる場合にも、一般の裁判所によってあらかじめ関連法令の解釈(憲法裁は単なる法令の解释权はもたず憲法解释权のみをもつ)が明確にされ事実関係の審理が尽

くされる必要があるときは、個別的・具体的な執行行為をまってこれを争う司法救済を経由するよう要求されることがある。これは、憲法抗告による救済は一般の司法救済に対する関係で「特例的」・「補充的」なものであるという、憲法抗告の「補充性」の原則の適用によるものである。

また、「影響を蒙る事情」要件に関する法学説上の論議も、「直接性」要件と「補充性」原則との関係をめぐる問題に集中している。この論議は、いわゆる集中型の違憲審査制における、法令の規定自体の合憲性が第一次的主要問題として審査されるシステムの利害得失に関わっている。一方では、一般の裁判所による法律問題・事実問題の解明を経ることなく直ちに法令の違憲審査を行うと、違憲審査が、法令の実績を踏まえないままの観念的なものになるとか、憲法裁の過重負担を招く、といったデメリットが指摘される。他方で、法令の規定を直ちに争わせる場合の救済の迅速性、憲法解釈の統一性の確保、といったメリットが反論として出されるのである。

一方、「現に影響を蒙る事情」の要件（「現在性」の基準）は、つまるところ、影響の「潜在的可能性」との対照で用いられている概念であり、いずれ将来において（「潜在的に」）影響を蒙る可能性がある、というだけでは出訴の適格性を認めるに足りないこと、を意味している。それに対し、争われている公権力の措置が失効・解除等をみるに至った場合（「抗争前提消滅(Erledigung)」のケース）にもなお、憲法抗告が許容される要件を充たしているか、という問題（狭義の訴えの利益の問題）は、「現在性」要件にではなく、「権利保護の利益」の要件に関わるものとして別に扱われている。注目すべき点は、訴えの提起前にすでに抗争前提消滅を来しているケースも含めて、憲法解釈上の争点を解明する必要性、という事情が認められるならば、このことによっても、原告人の「権利保護の利益」を肯定しうる、とした判例が多数存在することである。その際、「憲法解釈上の争点の解明」がそれまでに果たされているか否かとは、その憲法問題に関する連邦憲法裁判所のリーディング・ケース的判例の有無、を意味している。

判例は、憲法抗告制度が憲法秩序の維持・発展にも資するという、その「公共的役割」を根拠として、こうした視点からの「権利保護の利益」存続の肯定を正当化している。もっとも、第1に、そこで問題となっているのは、もはや個々の原告人に対する関係での「権利保護の利益」というよりも、当該措置の合憲性に関する「審査の公共的必要性」である。第2に、訴訟制度一般が「公共性」をもってはいるが、そのことから直ちに、訴えの利益を緩和するような帰結が引き出されてきたわけではない。有力な学説は、これらの点を指摘しつつも、憲法抗告では、判決主文で基本権規定侵

害の確認・違憲法律の無効宣言がなされること、判決の一般的拘束力、等を具体的に挙げ、憲法抗告制度の「公共的役割」には、他の訴訟制度の場合とは本質を異にするほど大きな比重が置かれているとして、判例の基本姿勢に賛同している。

なお、ふつうの法令の解釈適用の誤りが、憲法の定める法治主義・法律の前の平等に悖り、ひいて間接的に憲法違反をも意味するとされることによって、少なくともその法令違反が重大な損害をもたらすときは、憲法抗告を通じた救済を与えられることがある。この点をも考慮に入れるならば、憲法抗告制度の実際の姿は、①憲法上の権利に対する特別の救済手続としての性格、②事実上の再上告手続としての性格、③原告適格を認められる者の範囲を「影響を蒙る事情」要件によってある程度絞るという制限を伴いながらも、抗告人個人の権利利益の救済にとってもはや不可欠でない場合にも、「解明を要する憲法解釈上の争点」が提起されればその解明の必要性に応える、という意味で、いわば制限付の民衆訴訟たる立法の合憲性審査請求としての性格、を併せ具えたものになっているといえることができる。

学位論文審査の要旨

主査 教授 中村 睦 男
副査 教授 古城 誠
副査 教授 高見 勝利
副査 教授 常本 照 樹

学位論文題名

憲法抗告による適法要件の構造

— ドイツ連邦共和国の制度とその展開 —

ドイツ連邦共和国の憲法裁判所に認められた憲法裁判の特色ある類型として、法令、行政処分、裁判判決を含む公権力の措置により市民の憲法上の権利が侵害された場合に、市民が直接憲法裁判所に救済を求める憲法抗告（憲法訴願、憲法異議とも訳されている）がある。本論文は、違憲審査制の比較法的研究の観点から、憲法抗告の訴訟要件（適法要件）の問題を取り上げ、当事者適格および訴えの利益の要件をめぐる判例および学説を詳細に検討して、憲法抗告の制度の手續上の特質を明らかにしようとするものである。

憲法抗告は、当初は1951年の憲法裁判所法で、後に1969年の基本法（憲法）の改正によって憲法上認められたものであるが、基本法では、前もって通常の裁判上の手段を残らずとることを申立の前提条件と規定し（94条）、連邦憲法裁判所法では、一般の司法救済を経たのちに憲法抗告を提起すべきとしている。そこから、憲法裁判所の判例は、「自ら・現に・直接、影響を蒙る事情」を備えることを訴訟要件としている。

「自ら」・「現に」・「直接」という要件のうちで、本論文で最も詳しい検討を加えているのが、「直接性」の要件である。抗告人の権利に不利益な影響を及ぼしているのが、争われている法令の規定自体であれば、「直接性」が肯定されるのである。「直接性」の要件を正当化する根拠として、法令を具体化する執行行為が必要であるかぎり、法令自体が基本権侵害の効果をもたらさないという実体法的観点と、可能なかぎり一般の裁判所でまず争わせるという訴訟法的観点があり、判例がこれら二つの観点を混在させているところに、学説における理解の不明確さと不統一を生み出す最大の要因があるというのである。さらに、最近の判例では、「直接性」の要件が肯定されても、憲法抗告による救済は一般の司法救済との関係で「補充的」なものであり、一般の裁判所による効果的権利保護の期

待可能性があり、一般の裁判所による前提問題解明の必要性・有用性がある場合には、「補充性」の原則が適用されるようになっていくことが明らかにされている。そして、判例による「直接性」の要件および「補充性」の原則のとらえ方に対する学説の反応を詳細に検討している。

憲法抗告の訴訟要件として、本論文が取り扱うもう一つの大きな問題は、争われている公権力の措置が失効した場合にもなお憲法抗告が許容されるか、という「権利保護の利益」存続の問題である。この問題は、日本の憲法訴訟でもムートの法理として論じられているものである。憲法裁判所の判例では、(1)基本権に対するダメージ効果の持続、(2)争われている措置の「繰り返されるおそれ」、(3)かかわりあっている基本権の重要性、(4)裁判手続継続の長期性、(5)憲法論上の基本的方向にかかわる争点を解明する必要性が基準とされている。本論文は、特に(5)に着目し、憲法抗告制度が憲法秩序の維持・発展に資するという、その「公共的役割」を根拠にして、「権利保護の利益」の存続が肯定されていることを明らかにしている。学説では、憲法抗告の「公共的役割」＝「客観化」を重視し、「権利保護の必要」の要件を適用することに反対する見解も存在する。これに対して、本論文は、一方では、実効的基本権保護のためには「権利保護の利益」が重要であるとし、他方では、憲法抗告の「公共的役割」＝「客観化」を憲法抗告制度のなかで重視する所説に詳しい検討を加えている。

最後に、憲法抗告は、「影響を蒙る事情」の要件によって個人的な利害関係が要求されるという意味では、たしかに憲法抗告手続は「主観的」なものであるが、適法な憲法抗告の範囲内では「考慮に値する憲法上のあらゆる視点」が審査されるのであり、「解明を要する憲法解釈上の争点」を提起している者には、抗告提起前に抗争前提消滅が来していても「権利保護の利益」が認められ、さらに、原告人の提起する争点によっては、その争点が一般の裁判所でもはや解明を期待しえない性質のものであるという理由から、直接法令の違憲性を争う憲法抗告が適法とされることもあることから、「制限付きの民衆訴訟ともいえる法令審査申立としての性格」を有するとされている。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員会は、明確さと統一性を欠く多くの判例を正確かつ緻密に分析し、ドイツの憲法抗告の客観訴訟的機能に着目した「制限付きの民衆訴訟」としての性格を明らかにしたことは、比較違憲審査制の研究に対する大きな成果であるという点において優れた論文であると高く評価し、博士(法学)に値するものと判断した。なお、本論文を公刊するに当たっては、論者の立場と論文の筋道をより明確にした方が論文として読みやすくなることが指摘された。